

三井鉱山株式会社等に対する 債権の譲渡及び弁済受領完了について

平成 18 年 3 月 17 日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる債権の譲渡及び弁済受領を完了することとなりました。これにより、機構が対象債権者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

記

1. 対象事業者の氏名又は名称

三井鉱山株式会社（旧三井鉱山株式会社。平成 16 年 3 月、三井鉱山物流株式会社と合併）
三井鉱山コークス株式会社（平成 16 年 3 月、三井鉱山物流株式会社と合併）
三井鉱山物流株式会社（平成 16 年 3 月、旧三井鉱山株式会社、三井鉱山コークス株式会社と合併、のち、商号を三井鉱山株式会社に変更）
三井石炭鉱業株式会社

2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 10 月 31 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。同年 12 月 10 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、16 年 2 月には減増資^(注)が実行されました。

その後、機構は、対象事業者に対する事業再生を進め、平成 17 年 3 月には、スポンサー 3 社（大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社、新日本製鐵株式会社、住友商事株式会社）に機構保有株式の一部譲渡を行い、スポンサー 3 社とともに対象事業者の事業再生をサポートしてきました。また、同年 12 月には、残る機構保有株式の全てについても売却を実施済みです。

（注）減増資に伴う機構出資額は、株式額面合計 200 億円（普通株式 100 億円、優先株式 100 億円）。

3. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 179,543 百万円の債権を、金融機関等から 58,843 百万円で買取り、事業再生計画に沿って金融支援等（債権放棄 67,148 百万円、D E S 20,000 百万円、新規融資 19,578 百万円）を行った後、残った債

権等 111,973 百万円について、事業収益及び担保処分等から一部弁済を受けておりました。今般、残存債権 101,915 百万円のうち、三井石炭鉱業株式会社にかかる 62,165 百万円について三井鉱山株式会社あて債権譲渡を行うとともに、三井鉱山株式会社にかかる 39,750 百万円について弁済受領を完了するものです。

4 . 主務大臣の意見
意見なし

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階 株式会社産業再生機構 企画調整室 電話番号 03-6212-6437
